

## 史料紹介

### 相生浦附鮭一件略記録

— 那波家所蔵漁業関係文書から —

#### 咲花守人

近世の瀬戸内海の浦村で鱈漁業を営んでいたところは多い。またその経営規模も比較的大きく、天明期頃の備前牛窓では、長さ四十間、幅二十間程度の敷網を使用していた。また、赤穂坂越浦の鮭敷網は、長さ百尋、幅八十尋もある大規模なもので、まさに一浦挙げての鮭漁業であった。そのうえ、相生・坂越等の西播州沿岸浦村では、江戸時代・明治時代を通じて、さらに昭和に至るまで鱈漁業は普遍的に行なわれていた模様であり、それだけに西播州沿岸の浦村の鱈漁業経営の実態を把握することは、相生・坂越をはじめ、西播州沿岸浦村の村落構造を理解する上において、重要かつ不可欠のことであると思われる。

あらかじめことわっておきたいことは、本稿においては相生浦の鮭漁業経営のみを取り扱ったこと、また、その経営の実態の把握には、鮭漁業開始から、発展、さらに衰退への推移に逐一検討を加え考察を進める方法が最良と思われるが、紙面の関係上、本稿では天保六年（一八三五）の相生浦附鮭一件略記録を紹介するにとどめ、それらの詳細なる検討は次の機会に試みることにした。

相生浦附鮭一件略記録を概括すると、相生浦の附鮭制度は、天保六年に大庄屋格海老名馬次郎が赤穂藩庁へ附鮭を申請して、その結果、相生湾内の一定海域を同年から留海として附鮭を許可された時に始まる。附鮭制度は、それ以降も継続されることになり、それと同時に鮭漁組合ともいべき鮭座組織の座株は、村方一統の株と定められ、さらに銀元、諸事引請用達、銀取集方、諸入用払出方等の職掌と賃金が決められた。弘化二年（一八四五）に至っては、鮭座株を村方一統の株から六十株に制限して、一株に対する出資額を銀五百匁とし、一株を数名で共同所有する方法が用いられるなど、座株の特定有力者への集中防止が考慮されるようになったのである。

以下、相生浦附鮭一件略記録を翻刻紹介するにあたって、片かな、および「江」「井」は小文字で表わし「而」は「て」に改めた。その他は慣例に従い、句読点は煩にわたらない程度に付した。

#### 〔註〕

- ① 岡山藩『撮要録』。
  - ② 「鮭」イナと読み、ボラの幼魚のこと。
  - ③ 赤穂市坂越漁業協同組合所蔵文書「鮭敷網之図」。
- 〔付記〕 相生浦附鮭一件略記録は相生市那波家所蔵の文書であり、御当家の政良氏には大変貴重な史料の閲覧利用を許していただいた。ここに謹んでお礼申し上げる次第である。

#### 相生浦附鮭一件略記録

天保六乙未歲初発

海老名龍太郎満重

乍恐御願奉御候御事

一、相生浦之儀は、往古私共靈祖所領之土地、且村方開基之以由緒、私共一類代々は、御領主様御代々格別之以御憐愍、村無組ニ御立置被為成下候ニ付、村方之者々は旧来万事格別ニ相成来候段、御厚恩之程難有奉存候御事ニ御座候、然処近來私共一類、段々零落衰微仕、其上年曆相隔り候事故、往昔之由緒見聞之者も無數相成、村方之者も自然と用ひ薄く相成、甚敷ク敷奉存候、折節近年相生浦入江之内ニ鮒并小鱸等附魚御座候ニ付、從昨年漁業御留海ニ相成、村方一同奉畏候、就夫甚恐入難申上儀ニは奉存候得共、右附魚年々御取上之内、少々宛<sup>納力</sup>□私共一類江被為下置候ハは、御上様之依御仁惠往昔之由緒も猶以相願、村方之者も何角見聞仕候得は、先祖之余光も相残候様奉存候ニ付、乍恐御願御伺奉申上候、何卒此段御賢慮之上、御許容被為成下候ハは、広太之御恩重々難有奉存、子孫永々忘却仕間鋪候、以上

相生浦無組

- 安之助
- 同浦同断
- 海造
- 同浦同断
- 龍太郎
- 同浦同断
- 海老名馬次郎

天保七甲申  
六月

御奉行様

御代官  
河原清治様  
御元々  
菅原寛也殿

附魚定法書

一、当浦遠見ハ内海ニ附鮒有之候ニ付、天保乙未年ハ丙三年為試起網被仰付、同年ハ諸雜費払出御役中様方御引請御世話被成下、鮒代札之内ニて、右振替之分引残余り銀札高割御役割等ニて村方一統江御渡ニ相成、翌申年ハ酉年迄兩年之間諸入用ハ漁翁共引請、惣網ニて取揚候分ハ、鮒数之内七步通りハ会所表ニて入札被仰付、代札之内四箇疋御連上奉差上、残銀札之内六步半漁翁共江御渡、三步半村方徳用中高網ニて取揚候分も、鮒数之内七步通会所表ニて入札被仰付、代札之内三步中高網代引、残銀札高之内四箇疋御連上奉差上、残銀札之内六步漁翁共江御渡、四步村方徳用、尤惣漁翁持寄縫合之網并疋人持之中高網共取揚候鮒数之内、浦役水主米拾六石八斗、從往古惣江伐出松葉代銀札を以、御上納ニ相成候処、今般右附鮒代銀札徳用之内ハ上納仕度御願、附鮒取揚高之内、三步通御除ニ相成候分、問屋御定法売立仕切銀高之内ニて惣網中高網扮共、右同様漁翁共江割賦御渡被成、猶又佐方村伊太郎方江ハ右徳用銀之内ニて建網為断料鮒代多少ニ寄、御会釈被遣、当村無組御衆中ハ往昔之由緒を以、附魚取揚之内ニて御会釈可仕旨ニて起網被付候処、申年ハ不漁ニ付損失有之候得共、漁翁共引請ニて相濟、翌酉年ニハ大漁有之ニ付、鮒代割賦銀之内ニて、水主米上納其余り軒別割ニ相成候、然処右年限相立候ニ付てハ、後年永久相統之規定立置候条、銘々組合之末々迄其旨申聞存

附も有之候得は可申出様成御意候ニ付、不洩及相談候処、鮒座鮒株等と申様之儀ニ相成候ては不宜趣申出候ニ付、私共役前ニて引請村方一統之株ニ仕置度其段御達申候処、相当ニ漁事有之年柄斗は無之、万一不漁之節は諸雜用致如何候哉、近年米穀其外諸色高直下方難洪之折柄故、割懸候共小前ハ難出儀必然之事ニ可有之被成御意候ニ付、万一不漁ニて致入用方無之節は私共取替置、相当之漁事有之年柄ニ差引仕度申上候処、累年之不漁之義も有之年を經打統漁事有之候共、損銀差引右濟候迄は小前江割渡遣候事相成間敷旨被成御意御尤ニ奉存候得共、下方願望之儀ニ御座候得は、自然損益差引ニ相成、割渡銀札無御座候共、聯故障無之段申上候ニ付御聞濟之上取締方法左之通

銀元

諸事  
引請用達

出銀取集方

諸入用払出方

番船  
網方引請  
船方

- 組頭式拾人
- 組頭 弥七郎
- 同断 仁兵衛
- 同断 佐一郎
- 組頭 辰左衛門
- 同断 藤七
- 組頭 甚四郎
- 同断 惣太郎
- 組頭 七次郎
- 同断 源左衛門
- 同断 清助
- 同断 吉五郎
- 同断 平次郎
- 同断 六人

山見

- 漁翁漁頭 治郎太夫
- 小漁頭 清右衛門
- 同断 孫九郎
- 同断 善兵衛
- 同断 清七
- 五人

一、銀元式拾人ハ忝度ニ拾匁宛出、銀取集人江相渡請取候ハは、払出方江可相渡事  
一、鮒番之儀、海留從御触出昼式人乘式艘、夜三艘宛其余は臨時應変可仕事  
但 昼夜共賃錢老人前ニ付、老匁宛、船賃老艘ニ付、賃參

分宛

一、從九月節關取巡番ニて、組頭老人、水主老人召連乘船、夜四時ハ夜明迄番船見廻可仕事  
但 組頭賃老匁、水主賃老匁式分、船賃參分宛

一、山見は魚集次第三人宛差出可申事  
但 賃錢老人前ニ付、老匁宛

一、山見は賃立ニ候得共、榜示外色見出魚取揚候節は致心附可遣事  
一、魚集次第鵜追散之番船、老人乘三艘宛其余臨時應変之事  
但 賃錢老人前老匁、船賃參分宛

一、網料之儀は、老番網は魚取揚代銀高三步其中ハ網子江遣事  
一、式番網三番網之義は、從老番網魚多分有之時は、三步魚少分之時は、四步可遣事  
一、網漕出及敷度素網斗挽候義も有之候ハは、魚取候節、致勤弁可遣事

一、鮪取揚之節、積船耆端帆ニ付、船人共賃耆奴、万一取揚魚無之時は、積船人共賃錢五分宛可遣事

一、積船耆艘江組頭耆人宛魚売仕廻迄、為目附乘組居可申事

但 賃錢貳匁宛

一、不寄何ニ入用之品有之節、払出方以通相調可申右通表ニ洩候代物相渡不申事

一、万事異変之儀有之候節、諸事用達迄申出用達方御役中様江、御届可申上事

右之通此度申合相究候ニ付、為後証連判仕差出候処如件

相生浦組頭

辰左衛門

同 惣太郎

同 清助

同 平次郎

同 甚大夫

同 藤十郎

同 七次郎

同 元右衛門

同 作佐衛門

同 藤七

同 藤四郎

同 佐一郎

同 甚四郎

同 源左衛門

同 吉五郎

同 弥左衛門

同 治郎八

同 弥七郎

同 小四郎

同 仁兵衛

天保九戊戌年  
十月

古池之内組頭

政右衛門

同 徳右衛門

同所横目 善右衛門

相生村横目 理兵衛

大庄屋格

海老名馬次郎殿

年寄

太次郎殿

同断

吉四郎殿

古池之内年寄

半右衛門殿

右之通相違無之候以上

無組 半左衛門

同断 海造

無組 安之助

右申合之通相違無御座様承届候ニ付、書附奉差上候以上

相生村古池之内年寄

半右衛門

右村年寄

吉四郎

同村同断

太次郎

同村大庄屋格

海老名馬次郎

兩御奉行様

御元 室齋右衛門殿

乍恐奉願上候御事

一、当浦内海附鮪為御試去ル天保六乙未年方昨戌年迄、御留海被仰付、当亥歳は前々之通御海明被仰出候趣、一統奉畏罷在候得共、他村と違海底藻多御座候故、年々不寄多少鮪小鱸等生育仕候様奉

存、殊当年は格別鯉も多居申候様子にて、銘々組下之者共一統何卒近年之通御留海被仰付候様奉願上度旨申出候ニ付、右前断之通無組御衆中江も御談合申上候得は、村方一統之儀ニ御座候間、御留海被為仰付被下置候ハは、広太之御慈悲難有可奉存候、以上

相生村願人

天保十巳亥歲

九月十五日

- 組頭 平次郎
- 同 弥七郎
- 同 吉五郎
- 組頭 甚四郎
- 同 小四郎
- 同 藤四郎
- 同 藤十郎
- 同 七次郎
- 同 惣太郎
- 同 佐市郎
- 同 甚太夫
- 同 仁平
- 同 源左衛門
- 同 辰左衛門
- 同 弥左衛門
- 同 元右衛門
- 同 清助
- 同 作左衛門
- 同 治郎八
- 同 藤七
- 古池之内組頭
- 政右衛門
- 同 徳右衛門
- 同所横目 善右衛門
- 相生村横目 治右衛門

大庄屋格  
海老名馬次郎殿

年寄

太次郎殿

同断

吉四郎殿

古池之内年寄

勘右衛門殿

右之通組頭共相談ニ參候ニ付、承知仕候以上

相生村無組

安之助

同断

海造

同断

理兵衛

同断

半左衛門

海老名半兵衛

下候、以上

古池之内年寄

勘右衛門

相生村年寄

吉四郎

同断

太次郎

同村大庄屋格

海老名馬次郎

兩御奉行様  
御元々  
室齋右衛門殿

一、弘化二乙巳十二月四日御郡方御下代役中山八郎平殿、神崎勘太郎殿、御同心役村田音治殿御出張にて、組頭并漁翁、小漁頭、小漁惣代之者共御呼出之上左之者共江取締方被仰付候

御請一札之事

一、当浦入江附魚支配方、六拾座ニ取究候段、從御聞濟之上組頭

并漁翁、小漁頭、小漁惣代之者共夫々御呼出納得之上、座持惣取  
 締方私共六人江被仰付、尤網之義は、丑寅卯辰年通網代は三步  
 致し、尚以後網買入候儀は漁翁も取斗可申段、逐一承知奉畏候、  
 然上は万端六人之者熟談之上、下方純熟仕候様出精相動可申候、  
 尤趣法規定書之義は申談追て差上可申候、猶以後六人談合決着難  
 仕義出来之節は、御窺申上任御差図可申候、為後日御請一札差上  
 申候、以上

相生村小漁頭 孫九郎

弘化二乙巳年

十二月四日

同断 清七  
 漁翁 甚右衛門  
 漁翁漁頭 治郎太夫  
 鮒座内 辰左衛門  
 組頭 藤七

大庄屋格

海老名馬次郎殿

年寄 太次郎殿

同断 吉四郎殿

御差紙

其村組頭佐四郎義、鮒座取締被仰付候間呼出其段可被申付候、尚  
 又相違置候趣法書早々差出可被申候、以上

弘化二乙巳年 岡嶋修平

十二月十二日

海老名馬次郎殿

弘化二乙巳年鮒座惣取締方

組頭鳥羽屋 藤七  
 組頭大黒屋 佐四郎

漁翁漁頭 治郎太夫  
 漁翁 甚右衛門  
 小漁頭川崎屋 清七  
 右同断湯屋 孫九郎  
 鮒座内姫路屋 辰左衛門  
 又七人

口上寛

一、当浦遠見内海ニ附魚有之候ニ付、天保六乙未年ニ為試取揚  
 方并定法之儀、年々種々心配仕候得共、兎角程能難行届候ニ付、  
 今般鮒座六拾口と相定、宍口扮出銀札五百目宛都合出銀札高六拾  
 口扮三拾貫目相集置槌成所江預ケ置、後來非常凶年等之手宛ニ仕  
 度以趣意奉願上候処、御聞届被成下難有奉存候、併老人ニて宍口  
 為相持候義は、鼠肩偏頭之形可相成事も可有之被存、惣軒別并名  
 前持人別割賦ニ仕、割賦出銀難仕者ハ、他人江相譲り、又割賦不足  
 ニ存候者ハ、他も譲り貫融通之上別紙帳面之通最合人別取究調印  
 為仕差上候処、御聞濟之上、当浦無組御衆中者往昔之由以緒是迄  
 通取揚魚之内ニて会釈可仕、佐方村伊太郎江は建網断料相渡可申  
 之旨被為仰付承知奉畏候、猶此余取締方定法示談之上可申上様被  
 仰付奉畏、存寄之趣大略左ニ奉申上候、尤初年之儀ニ御座候得は  
 悉皆吃と難取究奉存候、猶若相洩殘候事も有之候ハ、累年之内  
 篤と相考追て御伺申上度奉存候事

一、出銀札三拾貫目相集御札座江預ケ置、六朱之利分ニて、年々  
 老實八百目利分御下被下候ハは、水主米其外是迄山手も致米之入  
 用相償、不足之分ハ浦方四ヶ宍之内も相償、四箇老殘有之節は、

村方軒別割ニ仕、年々相渡、元銀札は其儘預ケ置候事

一、鮪番之義、一往は鮪座六拾口ノ巡番ニ相動可然義ニ候得共、一口之内ニも人数多少有之割賦甲乙混雜ニ付、急速間ニ合不申事故、賃立ニテ雇入賃錢ニテ致割賦候方可然存候事

一、右鮪番ハ、朔ノ昼夜式艘宛、其余臨時心変可仕事

但 賃錢老人前ニ付、老父宛、船賃老艘三分宛、尤昼夜共賃錢同断

一、取締七人之者式人宛順番見廻可仕事

但 老人賃式父宛 船賃五分宛

一、魚集次第鵜追散之番船老人乗ニして差出船數ハ臨時心変可仕事

但 賃錢老父、船賃三分宛

一、魚屯見先ッ式人十一月朔日ノ晦日迄、老人賃老父宛、極月中は式父宛、正月ノ遠見外色見出次第取揚魚老割遣候事

一、右賃錢之義、鮪座六拾口ノ老度ニ拾父宛取集置日々相渡可遣事

一、不寄何入用之品通を以相調、右通表ニ洩候代物私不申事

取揚窓高

一、鮪拾艘

内 貳玉 御初穂

残九艘

但 鮪老桶宛会所江請取坂越通り此内ニテ、御役方様江老籠宛、役中ノ致進上御出役様煮魚除キ置余り浜ニテ、魚商人江壳捌代札を以坂越通配分

内 浦方 網座 鮪座

三艘御除

浦方 網座 鮪座

右御初穂を一緒ニして

但 鮪座江請取坂越通煮魚共引残浜ニテ、魚商人江壳捌、此内ニテ鮪座ノ御役方様江遣魚并煮魚共除キ残り売事

代札四貫目

内 三貫目 網座

何百目 浦方

御出役様御賄入用并送迎諸人足賃也

何百目 鮪座

残六艘

右は是迄通入船商内取締方海老名源八方ニテ、入札

代札六貫目

内 三百目 世話代并ニ戻口錢共

残五貫七日目

内 四ヶ老 御運上

老貫四百 式拾五匁

老貫四百 四ヶ老 浦方

式拾五匁 式拾五匁

式貫八百五拾目 四ヶ式 鮪座

右之通御伺申上候、宜御差図奉願上候以上

相生村小漁頭

孫九郎 印

同断 清七

同漁頭 甚右衛門 印

弘化二乙巳年 十二月十五日

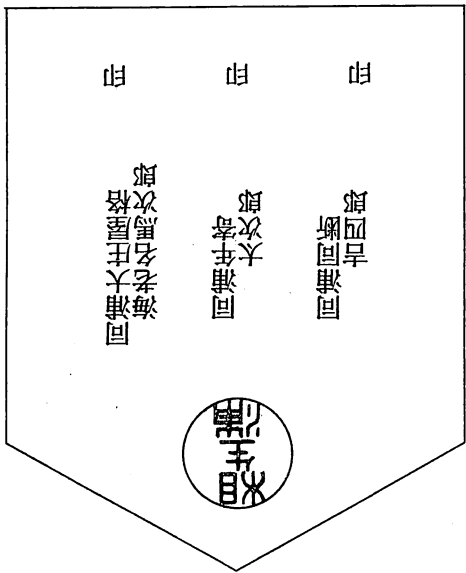
同漁頭 治郎太夫

右之通趣法規定書差出候ニ付、差上申候、以上

大庄屋格  
海老名馬次郎殿

年寄 太次郎殿  
同断 吉四郎殿

鯛座内 辰左衛門  
組頭 佐四郎  
同断 藤七



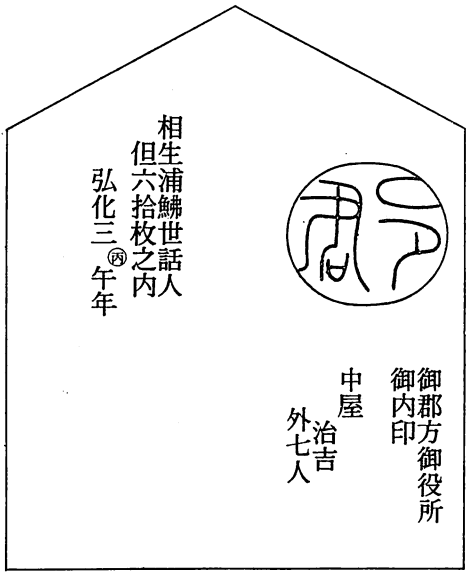
鯛座六拾口之内加入老口扮出銀札最合人数覚  
一、百五拾目 中屋 治吉

一、拾匁 中屋 半左衛門  
一、拾匁 元良  
一、拾匁 中屋 龍作

鑑 札

兩御奉行様  
御元  
岡嶋修平殿

相生村年寄 吉四郎  
同浦同断 大次郎  
同浦大庄屋格 海老名馬次郎



一、五拾目 嶋屋 吉四郎  
一、五拾目 松屋 海造  
一、三拾目 米屋 安之助  
一、百九拾目 陸屋 治右衛門  
五百目



鯉懸卷口扮差出銀札五百目之内最合人数覚

- 一、百五拾目 中屋 治吉
- 一、 拾匁 中屋 半右衛門
- 一、 拾匁 中屋 元良
- 一、 拾匁 中屋 龍作
- 一、五拾目 嶋屋 吉四郎
- 一、五拾目 松屋 海造
- 一、三拾目 米屋 安之助

一、百九拾目 陸屋 治右衛門

ノ 五百目

右之鑑札拙者預り置候処、相違無御座候、依之一札相渡置候所如件

鑑札預り主 中屋 治吉 印

弘化三丙午歲

十二月

中屋 半左衛門殿

右之通鑑札預り一札宥人別ニ宥枚宛請取有之候也

